

28川監公第10号

平成28年10月11日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

1 監査の種別

定期（工事）監査

2 監査の対象

区役所道路公園センター

3 監査の範囲

平成26年度及び27年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

4 監査の期間

平成28年4月1日から平成28年9月26日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託777件のうち、工事53件、業務委託7件、合計60件について、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているか、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、区別の監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2による。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

なお、このうち、道路や公園の設計及び工事において、バリアフリー化への配慮が不足していた事例が見受けられた。東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため策定した「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」に基づく取組を進めていることを踏まえ、本庁部局と区役所が連携して関係法令、整備マニュアル等の周知や遵守を徹底することにより、市民生活に身近な施設のバリアフリー化の推進に努められたい。

(1) 車椅子使用者に配慮した設計を行うべきもの

本工事は鹿島田2丁目公園の新設と公園に接する市道鹿島田36号線の整備を併せて行う工事である。

このうち、公園の出入口は、川崎市都市公園条例に定める高齢者、障害者等の移動等円滑化基準に適合する出入口として設計されていたが、出入口に面する道路側溝は、段差が5センチメートルのL型側溝を用いる設計となっていた。

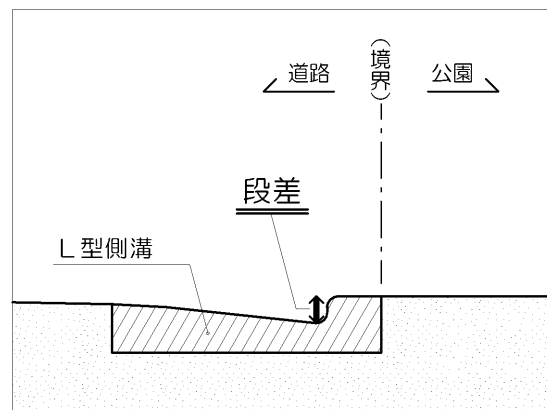
同条例第2条の6によれば、公園の出入口や通路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けず、通路に縁石を設ける場合でもその段差は2センチメートル以下とすべきとされていることから、出入口に面する道路側溝も、段差が2センチメートル以下のL型側溝を用いる設計とすべきであった。

公園の整備に当たっては、関係法令等を十分に理解し、公園に接する道路についても高齢者、障害者等に配慮した設計を行われない。

車椅子使用者の公園利用に支障を来す現在の状態については、速やかに改善されたい。



公園出入口とL型側溝（参考写真）



L型側溝の断面（概略図）

(工事番号15) (幸区役所道路公園センター整備課)

(2) 既設の視覚障害者誘導用ブロックの復旧について十分な確認を行うべきもの

本工事は路面のたるみやひび割れが生じた市道尻手黒川線の歩道の舗装の打換えを行う工事である。

このうち、舗装の打換範囲内のバス停留所乗降口に敷設されていた視覚障害者誘導用ブロック（以下「誘導用ブロック」という。）についてみたところ、当初、宮前区内の誘導用ブロックの敷設等を一括して行う別の工事で復旧するよう調整していたが、その後の十分な確認が行われず、復旧されていなかった。

誘導用ブロックが復旧されないことにより、視覚障害者の混乱を招き、安全な移動に支障を来すおそれがあることから、確実に復旧されるよう、特に留意して設計、監督に当たられたい。

なお、当該箇所の誘導用ブロックは事実判明後に敷設されている。



バス停留所乗降口の誘導用ブロック（参考写真）

(工事番号 38) (宮前区役所道路公園センター整備課)

(3) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

ア 塗装工事の施工管理を適切に監督すべきもの

塗膜厚の測定や記録の作成について、仕様書に基づく確認、指示が適切に行われていなかった事例

(工事番号 13、22、51) (幸区役所道路公園センター整備課、中原区役所道路公園センター整備課、麻生区役所道路公園センター整備課)

イ 設計変更の積算について審査を十分に行うべきもの

交通誘導警備員の積算の審査において人数の照合のみ行っていたため、交通誘導警備員の種別ごとの人数を取り違えた積算により設計変更していた事例

(工事番号 22) (中原区役所道路公園センター整備課)

ウ 設計変更の積算において見積内容の精査を適切に行うべきもの

樹木の撤去工事の設計変更において、変更内容の把握や変更用に用いた見積りの精査が十分に行われていなかった事例

(工事番号 25) (高津区役所道路公園センター整備課)

エ 変更後の施工条件を踏まえて適切な積算を行うべきもの

トンネル補修工事の断面修復工の設計変更において、変更内容に応じた高所作業車の使用日数や作業効率を考慮して施工費を積算すべきところ、当初設計時の施工費に変更前後の施工面積の比率を乗じて積算していた事例

(注) ここでいう断面修復工とは、躯体の不良部分の撤去箇所、もしくは欠損が生じた箇所の断面をモルタルやコンクリートで復旧する工事をいう。

(工事番号30) (高津区役所道路公園センター整備課)

オ 視覚障害者に配慮した設計を行うよう適切に監督すべきもの

公園のバリアフリー対応整備設計業務委託において、視覚障害者への注意喚起が必要な場所の検討について確認、指示が適切に行われず、出入口に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されない設計となっていた事例

(工事番号59) (多摩区役所道路公園センター整備課)

別表1 区別の監査実施状況

対象区		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
川崎区役所 道路公園センター	工事	57	1,076,294	8	336,092
	業務委託	4	24,519	1	12,527
幸区役所 道路公園センター	工事	80	1,124,445	8	227,180
	業務委託	8	22,070	0	0
中原区役所 道路公園センター	工事	103	1,326,483	7	357,801
	業務委託	11	46,375	1	7,258
高津区役所 道路公園センター	工事	96	945,145	8	143,750
	業務委託	19	56,256	1	7,598
宮前区役所 道路公園センター	工事	118	1,334,236	7	175,135
	業務委託	18	87,432	2	6,195
多摩区役所 道路公園センター	工事	150	1,352,867	8	189,980
	業務委託	24	99,033	1	2,390
麻生区役所 道路公園センター	工事	83	761,778	7	116,567
	業務委託	6	16,747	1	2,880
合計		777	8,273,680	60	1,585,353